

[Ⅲ] 料金の概要

- 1 下水道使用料収入状況
- 2 下水道使用料の変遷
- 3 下水道使用料比較表
- 4 受益者負担金のあらまし
- 5 受益者負担金収入状況
- 6 下水道建設事業費に対する受益者負担金の割合

1 下水道使用料収入状況

(左欄単位：件, 右欄単位：円(税込))

区分 調定月	調定額		収入額		未収額		収納率 (%)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
令和2年4月	118,300	638,493,617	118,062	637,740,342	238	753,275	99.88
5月	123,635	659,964,488	123,443	659,290,151	192	674,337	99.90
6月	118,725	633,025,544	118,531	632,466,572	194	558,972	99.91
7月	123,170	655,158,798	123,014	654,457,336	156	701,462	99.89
8月	118,852	625,005,404	118,643	624,387,579	209	617,825	99.90
9月	123,386	690,782,989	123,164	689,967,782	222	815,207	99.88
10月	118,957	672,191,735	118,688	671,353,450	269	838,285	99.88
11月	123,798	693,690,916	123,501	691,951,110	297	1,739,806	99.75
12月	119,169	656,754,803	118,777	655,258,032	392	1,496,771	99.77
令和3年 1月	123,759	683,237,196	120,395	666,958,872	3,364	16,278,324	97.62
2月	119,562	670,739,582	114,414	645,925,978	5,148	24,813,604	96.30
3月	124,165	699,685,375	106,047	611,229,918	18,118	88,455,457	87.36
令和2年度計	1,455,478	7,978,730,447	1,426,679	7,840,987,122	28,799	137,743,325	98.27
令和元年度計	1,440,677	7,974,546,659	1,408,015	7,820,246,687	32,662	154,299,972	98.07
平成30年度計	1,418,661	8,063,937,140	1,386,525	7,889,053,874	32,136	174,883,266	97.83
平成29年度計	1,388,362	7,982,154,742	1,357,424	7,828,363,458	30,938	153,791,284	98.07
平成28年度計	1,361,702	7,928,479,774	1,328,580	7,766,128,530	33,122	162,351,244	97.95

2 下水道使用料の変遷

本市の下水道使用料（公共下水道分）は、昭和40年の供用開始に伴い、当初従量制体系により料金徴収をスタートしたが、その後維持管理費に対する使用料収入に大幅な不均衡が生じたため、使用料体系そのものの全面的見直しを行い、昭和51年から現行料金体系でもある累進制に移行した。

昭和59年の料金改定時に、初めて資本費（起債元利償還金）の一部導入が図られ、適正な料金設定に対応すべく、使用料の見直しを実施している。

なお、平成22年4月から、平成18年度に合併した上河内・河内地域の使用料を宇都宮市の使用料に統一した（※平成23年3月までは改定額の半分相当を据置き）。

使用料金表

平成8年3月下水道条例一部改正 平成8年7月1日施行

※ 令和元年10月1日施行：消費税改定に伴う料金改定（消費税10%）

【税込み】

種別	1か月につき		2か月につき	
	汚水量	金額	汚水量	金額
一般用	0 m ³ ~ 10 m ³	基本料金 1,210円	0 m ³ ~ 20 m ³	基本料金 2,420円
	11 m ³ ~ 20 m ³	1m ³ につき 148.5円	21 m ³ ~ 40 m ³	1m ³ につき 148.5円
	21 m ³ ~ 50 m ³	1m ³ につき 176.0円	41 m ³ ~ 100 m ³	1m ³ につき 176.0円
	51 m ³ ~ 100 m ³	1m ³ につき 198.0円	101 m ³ ~ 200 m ³	1m ³ につき 198.0円
	101 m ³ ~ 500 m ³	1m ³ につき 220.0円	201 m ³ ~ 1,000 m ³	1m ³ につき 220.0円
	501 m ³ ~ 1,000 m ³	1m ³ につき 242.0円	1,001 m ³ ~ 2,000 m ³	1m ³ につき 242.0円
	1,001 m ³ 以上	1m ³ につき 264.0円	2,001 m ³ 以上	1m ³ につき 264.0円
湯屋用	0 m ³ ~ 100 m ³	基本料金 4,400円	0 m ³ ~ 200 m ³	基本料金 8,800円
	101 m ³ 以上	1 m ³ につき 44.0円	201 m ³ 以上	1 m ³ につき 44.0円

※ 料金計算例（2か月当たり44m³使用した場合）

$$\begin{array}{c}
 \text{(基本料金 } 0 \text{ m}^3 \sim 20 \text{ m}^3\text{)} \qquad \qquad \text{(} 21 \text{ m}^3 \sim 40 \text{ m}^3\text{)} \qquad \qquad \text{(} 41 \text{ m}^3 \sim 44 \text{ m}^3\text{)} \\
 \downarrow \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \downarrow \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \downarrow \\
 \text{下水道使用料} = \{ \begin{array}{l} 2,420\text{円} \\ \text{基本料金} \end{array} + \begin{array}{l} (20 \text{ m}^3 \times 148.5\text{円}) \\ \text{超過料金} \end{array} + \begin{array}{l} (4 \text{ m}^3 \times 176.0\text{円}) \\ \text{超過料金} \end{array} \} \\
 = 6,094\text{円}
 \end{array}$$

下水道使用料改定の推移

（1か月につき）【税抜】

種別	区分	汚水量	昭和59年 3月改正	昭和62年 12月改正	平成4年 6月改正	平成8年 3月改正
一般用	基本料金	10 m ³ まで	500円	600円	900円	1,100円
	超過料金 (1m ³ につき)	10 m ³ を超え 20m ³ まで	50円	65円	105円	135円
		20 m ³ を超え 50m ³ まで	60円	75円	120円	160円
		50 m ³ を超え 100m ³ まで	70円	85円	135円	180円
		100 m ³ を超え 500m ³ まで	85円	100円	150円	200円
		500 m ³ を超え 1,000m ³ まで	100円	115円	165円	220円
	1,000 m ³ を超えるもの	115円	130円	175円	240円	
湯屋用	基本料金	100 m ³ まで	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円
	超過料金 (1m ³ につき)	100 m ³ を超えるもの	20円	25円	30円	40円
施行日			昭和59年 6月1日	昭和63年 4月1日	平成4年 10月1日	平成8年 7月1日

3 下水道使用料比較表

※ 20m³使用した際の1か月当たりの税込み使用料 (令和3年3月31日現在)
(処理区域内の一般家庭で水道水を使用した場合で算出)

県内市町

順位	市町名	使用料(円)
1	矢板市	3,300
2	市貝町	3,080
3	足利市	3,040
4	茂木町	2,970
5	益子町	2,860
6	芳賀町	2,828
7	那珂川町	2,820
8	那須烏山市	2,805
9	壬生町	2,772
10	真岡市	2,750
11	宇都宮市	2,695
12	栃木市	2,679
13	鹿沼市	2,640
	市町村平均	2,568
14	さくら市	2,530
14	下野市	2,530
14	野木町	2,530
14	那須町	2,530
18	日光市	2,475
19	高根沢町	2,310
20	小山市	2,299
21	佐野市	2,200
21	上三川町	2,200
23	那須塩原市	1,402
24	大田原市	1,375

※ 塩谷町は公共下水道なし

○ 市町平均＝各団体の代表地区の使用料÷団体数

類似都市

(中核市のうち下水道事業が企業会計に移行している都市)

順位	都市名	使用料(円)
1	長野市	3,534
2	四日市市	3,520
3	いわき市	3,500
4	松山市	3,385
5	長崎市	3,300
6	旭川市	3,264
7	和歌山市	3,139
8	秋田市	3,113
9	富山市	3,080
10	郡山市	3,066
11	倉敷市	2,967
12	高知市	2,948
13	大津市	2,931
14	福山市	2,926
15	大分市	2,791
16	岐阜市	2,739
17	宇都宮市	2,695
18	金沢市	2,651
19	姫路市	2,629
20	枚方市	2,618
21	高松市	2,506
	都市平均	2,457
22	横須賀市	2,443
23	宮崎市	2,431
24	越谷市	2,365
25	柏市	2,357
26	豊橋市	2,277
27	船橋市	2,211
28	明石市	2,197
29	高崎市	2,173
30	前橋市	2,156
31	八王子市	2,068
32	東大阪市	2,049
33	岡崎市	2,035
34	一宮市	2,019
35	川口市	1,998
36	豊田市	1,980
37	高槻市	1,965
38	春日井市	1,925
39	鹿児島市	1,837
40	西宮市	1,777
41	尼崎市	1,714
42	所沢市	1,639
43	吹田市	1,609
44	川越市	1,595
45	那覇市	1,489
46	豊中市	1,421

○ 類似都市平均＝各市の使用料÷団体数

4 受益者負担金のあらまし

経 過

本市の下水道事業受益者負担金分担金制度は、昭和44年12月に条例を定め、昭和45年度から、第1期事業負担区（218.6ha）と第2期事業負担区（969.7ha）について、事業費に対する負担率5分の1を5年分割で賦課した。

また、昭和55年2月に第3負担区、昭和61年6月に第4負担区、平成元年2月に第5負担区、平成4年2月に第6負担区、平成5年12月に第7負担区、さらに平成8年2月に第8負担区、同年8月に第9負担区、平成13年8月に第10負担区、平成15年9月に第11負担区、平成19年3月に第12負担区についてそれぞれ条例の一部改正を行い設定してきた。

これら負担区の算定は、末端管きよ整備事業費を基礎にして負担率4分の1（旧河内町は5分の1）を負担金として賦課設定している。

【根拠法令】負担金：都市計画法第75条，分担金：地方自治法第224条

○ 受益者負担金の単位負担金等

賦課区域	公告年月日	整備面積	負担率	単位負担金額	対象事業費
第1期事業負担区	S45.6.1	218.60ha	1/5	82円/m ²	(総) 898百万円
第2期事業負担区	S45.6.1	969.72ha	1/5	167円/m ²	(総) 8,098百万円
第3負担区	S55.2.1	1,417.10ha	1/4	236円/m ²	(末) 13,378百万円
第4負担区	S61.6.11	1,710.00ha	1/4	264円/m ²	(末) 18,080百万円
第5負担区	H1.2.20	140.00ha	1/4	306円/m ²	(末) 1,714百万円
第6負担区	H4.2.18	2,145.00ha	1/4	275円/m ²	(末) 23,680百万円
第7負担区	H5.12.22	120.00ha	1/4	313円/m ²	(末) 1,505百万円
第8負担区	H8.2.22	135.00ha	1/4	328円/m ²	(末) 1,774百万円
第9負担区	H8.8.14	251.00ha	1/4	297円/m ²	(末) 2,983百万円
第10負担区	H13.8.27	382.82ha	1/4	319円/m ²	(末) 4,900百万円
第11負担区	H15.9.30	246.00ha	1/4	308円/m ²	(末) 3,030百万円
第12負担区	H19.3.31	155.00ha	1/4	300円/m ²	(末) 1,159百万円
		456.00ha	1/5		(末) 6,453百万円

※ 第12負担区について、上段：上河内地域，下段：河内地域とする。

※ (総)は総事業費，(末)は末端管きよ整備事業費。

○ 負担区域

負担区	区 域 (主 な 地 域)
第1期事業負担区	単独公共 (旭, 埴田, 馬場, 大通り, 天神, 江野, 大曾)
第2期事業負担区	単独公共 (若草, 戸祭, 住吉, 清住, 花房, 不動前, 川向)
第3負担区	単独公共 (今泉, 築瀬, 江曾島, 中鶴田, 野沢, 宝木町1丁目)
第4負担区	単独公共 (御幸ヶ原, 越戸, 平松, 一の沢) ・特環 (大谷) ・流域 (雀宮)
第5負担区	特環 (富屋)
第6負担区	単独公共 (東峰, 中戸祭, 細谷, 駒生, 下鶴田, 宝木町2丁目) ・流域 (雀宮)
第7負担区	特環 (豊郷)
第8負担区	特環 (大谷, 豊郷, 屋板)
第9負担区	単独公共 (平出, 野沢, 鶴田, 下栗)
第10負担区	特環 (清原, 幕田, 茂原)
第11負担区	特環 (大谷, 砥上, 平石, 富屋, 豊郷, 屋板, 国本)
第12負担区	単独公共 (河内, 上河内) ・特環 (河内, 上河内)

5 受益者負担金収入状況

項目		年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		件数(期)	金額(円)					
調定額	負担金	件数(期)	2,024	1,784	1,668	880	680	
		金額(円)	14,276,570	15,333,350	12,111,230	6,892,730	4,497,160	
	分担金	件数(期)	1,232	1,456	1,868	1,252	1,068	
		金額(円)	14,211,835	14,322,226	17,272,410	17,437,160	13,110,080	
収入額	負担金	件数(期)	2,023	1,782	1,665	880	679	
		金額(円)	14,269,670	15,326,050	12,102,530	6,892,730	4,489,560	
	分担金	件数(期)	1,209	1,443	1,850	1,245	1,068	
		金額(円)	13,995,385	14,203,056	17,130,360	17,406,750	13,110,080	
未収額	負担金	件数(期)	1	2	3	0	1	
		金額(円)	6,900	7,300	8,700	0	7,600	
	分担金	件数(期)	23	13	18	7	0	
		金額(円)	216,450	119,170	142,050	30,410	0	
収納率 (%)	負担金		99.95	99.95	99.93	100.00	99.83	
	分担金		98.48	99.17	99.18	99.83	100.00	

6 下水道建設事業費に対する受益者負担金の割合

年 度	事 業 費 (千円)	受益者負担金 (千円)	率 (%)
昭和45年度～平成11年度	23,645,117	7,536,701	31.9
平成12年度	7,349,138	411,859	5.6
平成13年度	7,457,100	348,696	4.7
平成14年度	6,383,254	315,462	4.9
平成15年度	5,333,895	329,675	6.2
平成16年度	5,550,177	221,131	4.0
平成17年度	4,421,361	331,742	7.5
平成18年度	4,262,109	187,519	4.4
平成19年度	4,731,699	203,627	4.3
平成20年度	3,771,420	211,414	5.6
平成21年度	4,703,939	128,211	2.7
平成22年度	4,326,875	119,337	2.8
平成23年度	3,392,339	100,305	3.0
平成24年度	1,776,097	69,186	3.9
平成25年度	1,735,515	148,989	8.6
平成26年度	1,336,903	52,033	3.9
平成27年度	3,596,862	37,408	1.0
平成28年度	1,983,022	28,265	1.4
平成29年度	2,342,547	29,529	1.3
平成30年度	2,661,747	29,232	1.1
令和元年度	2,560,774	24,299	0.9
令和2年度	3,129,677	17,599	0.6
計	106,451,567	10,882,219	10.2

※ 平成19年度以降は河内・上河内地域分を含む。